

第 1 回鹿島市下水道事業審議会 会議録（概要）

1. 日時：令和 6 年 2 月 5 日（月）9 時 30 分～ 11 時 00 分
2. 開催場所：鹿島市 新世紀センター2 階 会議室
3. 出席者
 - (1) 委員：
 - (2) 事務局：松尾市長 山浦建設環境部長 山口下水道課長 橋川参事
松本係長 江頭係長 関主査
4. 内容
 - (1) 開 会
 - (2) 委嘱状交付
松尾市長から中西様に委嘱状を交付した。
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 委員及び事務局の紹介
 - (5) 会長及び副会長選出
会長に 中西 一 様、副会長に 小柳 政喜 様を選出した。
 - (6) 会長あいさつ
 - (7) 市長から諮問
市長から中西会長へ諮問書を手渡した。
 - (8) 議事
議題（1）「鹿島市下水道事業審議会スケジュール」
議題（2）「下水道事業の変遷」
議題（3）「下水道事業会計について」
上記議題について、事務局から説明

※ 議事に関する質疑応答については別紙「第 1 回鹿島市下水道事業審議会 議事録」
のとおり

第 1 回鹿島市下水道事業審議会 議事録

委員 A： 下水処理の状況について

事務局： 家庭や事業所からの排水が浄化センターに運ばれ、約 1 日をかけて浄化しています。

委員 A： 鹿島市浄化センターなどの施設や維持管理に相当の費用^{*1}がかかっているということか。

事務局： その通りです。

委員 B： 管理している各施設は公営企業会計^{*2}に移行したときに資産として費用化されたのか。

事務局： その通りです。公営企業会計移行時に下水道事業特別会計の取得資産を洗い出し、費用化しています。

委員 B： 減価償却^{*3}年数の決定方法は？

事務局： 法定耐用年数^{*4}に基づき決定しています。

会 長： 下水道事業は、国の通達に従い、多くの自治体で公営企業会計に移行している。それに伴い、他団体との経営比較が可能になっている。地方公営企業は、総務省の通達により認められた繰出金^{*5}があり、一方、それ以外の繰出金を基準外繰出金^{*6}と言い、この基準外繰出金への依存度に関して、他団体との比較などを通じて委員の皆様へに審議していただくことになると思う。

委員 B： 人口減少などの社会情勢を考慮して審議会では将来的にどこまで議論するのか。

事務局： 鹿島市公共下水道事業経営戦略の 10 年目標である経費回収率 90%を達成する下水道使用料の在り方についてご審議いただきたい。

委員 C： 下水道使用料の他市町との比較、本来必要な使用料収入とそれを財源とする下水道事業など全体のビジョンを踏まえて審議を進めたほうがいい。

会 長： 事務局より経営面から使用料の見直しについて説明を受けたが、使用料金は市民生活に関わるものであり将来の展望を示したうえで議論していただく必要がある。特に料金の見直しについては納得感ということが重要になるため、事務局へは中身のある議論を行うため十分な資料提供を求める。

下水道事業の必要経費に対し、下水道使用料が十分な水準でなければ、市税で補填することになる。料金を見直さない分、使用者以外の誰かが責任を負わなければなら

ないという関係を市民の皆様にご理解いただく必要がある。また、国の求める要件を満たさなければ補助金や交付金を利活用できなくなることも考慮する必要がある。

委員 B： 営業収益^{※7}に対し、減価償却費などの営業費用^{※8}が大きい。

事務局： 営業収益の損失を、補助金等を含む営業外収益^{※9}で賄う構造は鹿島市特有の構造ではなく、全国的な下水道事業会計の構造になっている。

会 長： 公営企業は、公共部門^{※10}について、操出金を充てることが認められていることを考慮する必要がある。営業損失が直ちに悪いとは言えないが、そのままが良いという訳でもなく、実質的に実現可能な議論をしていくことが求められている。

【用語解説】

※1「費用」

⇒ 事業活動により消費されたもの（会計の現金、償却資産の価値）

※2「公営企業会計」

⇒ 現金の収入・支出に関わらず経済活動の発生により経理を行う会計

※3「減価償却」

⇒ 償却資産（土地・家屋以外の事業で使用する資産）を使用可能な期間にわたって、分割して費用に計上すること

※4「法定耐用年数」

⇒ 償却資産を使用し、通常予定されている効果をあげることが見込まれる年数として国が定めたもの。

※5「総務省の通達により認められた繰出金（基準内繰出金）」

⇒ 国の基準に基づき、市が地方公営企業の公的部門に要する費用に対して負担するもの

※6「基準外繰出金」

⇒ 地方公営企業の公的部門以外に要する費用に対して、市が独自の政策として負担するもの

※7「営業収益」

⇒ 主に下水道使用料など営業活動により生じた利益

※8「営業費用」

⇒ 営業活動により生じる費用（維持管理費・減価償却費など）

※9「営業外収益」

⇒ 主に補助金や他会計からの繰出金

※10「公的部門」

⇒ 経済部門を民間部門と2分するもの。社会全体に対し地方公共団体が関わる部門